

## 施設整備マニュアル改訂等への主な意見及び対応と考え方

1. 第1回福岡市バリアフリー整備研究会における主な意見について
2. 意見交換会における主な意見について

## 1. 第1回福岡市バリアフリー整備研究会における主な意見について

資料頁	意見の要旨	意見への対応と考え方
<b>資料2 建築物〈福祉型便房〉</b>		
p17、19	○車いすとオストメイトのピクトグラムはJIS化されたものを掲載してほしい。	●指摘のとおり修正します。
<b>資料2 建築物〈視覚・音声情報伝達〉</b>		
p28	○音声による案内誘導について、国のガイドラインではもう少し踏み込んだ内容になっている。もう少し詳しく記述してほしい。	●指摘を踏まえ、国の旅客施設ガイドラインに詳しく記述があるため、マニュアルでも同様に「交通機関の施設」に記述します。
<b>資料2〈その他〉</b>		
多国語表記について	○マニュアルの整備対象には外国人も含まれている。国土交通省のガイドラインでは日本語、英語、ピクトグラムを基本3言語として定めている。アジアに近い福岡市としての指針を新たに作成してはどうか。	●福岡市では「外国人向けの情報提供に関する手引き」を作成しており、マニュアルにも抜粋して掲載しています。手引きは最新版(2009年3月)に更新します。
誘導ブロックの敷設について	○店舗の出入口近くに誘導ブロックが敷設していると、店の前に立ち止まっている人や店から出てきた人とぶつかったという話をよく聞く。人の動線を考慮して誘導ブロックや案内板を設置する位置を決めるという考え方も必要ではないか。	●指摘を踏まえ、国のガイドラインを参考に「壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置に設置する」などと追記します。
<b>資料3〈施設管理者向け手引き〉</b>		
p69	○バリアフリー整備ができていなくても人的にバックアップする具体的な方法について、新たな手引きの中に整理してはどうか。	●指摘を踏まえ、新たな手引きの中で記述できるよう検討します。
<b>資料5〈アンケートの対象者〉</b>		
p74	○アンケート調査対象者の中に外国人が入っていないが、今回の改訂では外国人については取り扱わないのだろうか。	●外国人のバリアは言語であるが、福岡市では「外国人向けの情報提供に関する手引き」を作成していることから、マニュアルには事例掲載としています。
	○アンケート調査の対象者に、歩行訓練士を追加してもらいたい。	●指摘のとおり歩行訓練士をアンケート対象者に加えます。
p80	○アンケート調査も含め、知的、精神、発達障がい者が対象者になっているが、漢字が読めない、文字よりもピクトグラムが有効、文字が読めない等の特性があることを考慮する必要がある。	●指摘を踏まえ、知的、精神、発達障がい者向けアンケート調査は漢字にふりがなを付けます。

## 2. 意見交換会における主な意見について

この意見交換会は、第1回研究会において、福岡市バリアフリー整備研究会設置要綱第9条の規定により、会長が研究会に諮って定めたもので、研究会委員及び事務局並びに庁内の関係部署のメンバーが参加して12月12日（木）に行われた。

分類	No.	意見の要旨	意見への対応と考え方
施設間の誘導	1	○施設と施設の間をバリアフリー化する場合に、経路の設定や整備内容、移動を支援する情報提供など、どのように行えばよいかなどについて検討してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設間のバリアフリーについては、平成25年4月に作成した「福岡市バリアフリー基本計画」で重点整備地区を選定し、主要な経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていくこととしています。</li> <li>●観光施設間を含む経路の整備にあたっては、基本計画にも基づいて、計画的にバリアフリー化を図ることとしておりますが、指摘を踏まえ、現実的に利用できるルートの確保や顕在化について検討していきます。</li> </ul>
	2	○経路の整備については、利用者の需要が高いところから優先順位をつけて戦略的に進め、現実的にバリアのない道路を確保していくことが重要だ。	
	3	○観光施設間の経路のバリアフリーを進め、移動しやすくなることを顕在化させてほしい。	
外出をサポートする都市づくり	4	○行動の起点が明確でない。交通の結節点でバリアフリーが不十分なところの整備が今後のテーマになる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交通結節点については、これまで「福岡市交通バリアフリー基本方針（平成14年策定）」に基づいて、駅のエレベーター設置や駅前広場の整備などを促進してきましたが、指摘を踏まえ、交通結節点における案内やサインなどの機能について、関係部署、関係機関と連携を図っていきます。</li> <li>●回遊できる都市づくりについては、第9次「福岡市基本計画（平成24年12月策定）」において、施策の方向性として位置付けていることから、指摘を踏まえ、障がいのある人などの外出をサポートするバリアフリーのあり方についても関係部署と連携を図っていきます。</li> </ul>
	5	○前回の改訂では障がい者等が自立して利用できる施設をつくることが目的であったが、今回は、回遊できる都市づくりを考えていきたい。障がい者の行動に沿ったリニアなサポートができることを実現したい。	
案内・サイン	6	○高齢化の進行に伴い視力が低下している方が増加していることから、表示板等の文字の大きさ、又は文字を見やすくする工夫などについて掲載することを検討してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文字の大きさ等については、国のガイドラインにより事例が示されているが、指摘のとおり、外国語との併記も重要な要素であるため、福岡市の都市サインや外国人への情報提供のあり方などを所管している関係部署との連携を図りながら慎重に検討していきます。</li> </ul>
	7	○文字の大きさを決めるには「視距離」が重要となる。視力に合わせて文字の大きさを考える方法がある。検討する際には是非配慮してもらいたい。	
	8	○国のガイドラインでは、英文を和文の文字高の3/4としているが、七隈線では2/5の大きさとした。アジアの玄関口である福岡では適正な英文の文字高について、外国語表記の言語も含め慎重に検討する必要がある。	
	9	○都市サインマニュアルでは、バリアフリールートが案内サインへの掲載基準に指定されていない。バリアフリー化された経路にはマークをつけるなどして、分かりやすくしてはどうか。	
	10	○車いすが通行可能なルートは、都市サインだけでなく、施設内のサインにも掲載するべきではないか。少なくとも公共施設では徹底する必要があると思われる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市サイン及び施設内案内におけるバリアフリールートの掲載については、都市サインのあり方や現地踏査、利用者へのヒアリングなどが必要なことから、指摘を踏まえ、今後の研究課題として取り組んでいきます。</li> </ul>

分類	No.	意見の要旨	意見への対応と考え方
視覚障がい者誘導用ブロック敷設のあり方	11	○誘導ブロックを横断する際にキャリーバッグを持ち上げているのをよく見かける。視覚障がい者もつまづくことがあるようだ。視覚障がい者が安全・安心に利用できる誘導ブロックのあり方を検討してほしい。	●誘導ブロックのあり方については、利用当事者へのヒアリングや試験・試行等も必要なことから、指摘を踏まえ、今後の研究課題として取り組んでいきます。
	12	○誘導ブロックの黄色は景観を損なう面がある。敷設義務がない建築内は、色や突起の高さなどJIS規格に準拠しない敷設のあり方があるのではないか。	
	13	○避難誘導では、非常時に光るラインが国際規格になる可能性がある。障がい者の避難誘導のあり方を検討することも必要。	
バリアフリーの住空間	14	○住宅内部のバリアフリーは整備基準の対象ではないが、マニュアルに掲載してほしい。	●指摘を踏まえ、「住まいづくりの手引き(平成25年10月発行)の”高齢者の住まい(バリアフリーの進め方)”の項を参考に、コラム又は技術的資料として掲載する方向で検討します。
バリアフリーの教育施設	15	○バリアフリーの考え方は、子どものころから理解を深める必要がある。学校のバリアフリーの取り組みはどのようになっているのか。	●新築や大規模改修時などに、整備基準に基づいてスロープや福祉型便房などを整備するとともに、障がい児の入学の状況に応じてエレベーターなどの整備に取り組んでいます。
トイレの取り組み	16	○コラムで紹介されているトイレのドアは、新しいものが多く出ているはずなので内容を更新してほしい。ドアは、開けきらないと止まらないものがほとんどだが、上肢障がい者の使い勝手からいえば途中で止まる構造の方がよい。	●コラム情報の更新に合わせて、ドアの動作方法の説明やドアの開閉の留意点等について加筆修正する方向で検討します。
交通機関の施設	17	○車いす使用者が市地下鉄を利用する時は、事前に連絡すれば乗降駅のそれぞれでスロープ板を駅員が準備してくれるので助かるが、対応を失念される場合もあり、また、やむを得ず途中下車する際には対応してもらえない。沖縄の「ゆいレール」にはホームに乗降用の可動式スロープが設置されているので参考にしてほしい。	●指摘も踏まえ、市営地下鉄においては、対応を失念することがないように駅係員へ指導徹底を行い、より一層のお客さまサービス向上に努めます。また、お客さまの安全を確保するために、乗車駅と降車駅間で連絡を行った上で乗車していただいているため、指摘の通り途中下車の場合は対応することができません。 ●「ゆいレール」等に設置されている車いす乗降装置については、資料の収集や設置事業者への照会等を行います。
	18	○ノンステップバスなど低床バスの運行時刻がバス停で確認できない。わかりやすい情報案内を出してほしい。	●バス事業者では、低床バスの案内は電話で行っているということですが、指摘を踏まえ、わかりやすい情報案内について、研究会や利用当事者の声をバス事業者に伝えます。

分類	No.	意見の要旨	意見への対応と考え方
新しい メデイア の活用	19	○上肢に障がいがある人は、駐車券をとることができないため、発券機等とETCが連動していればスムーズに駐車場が利用できる。	●指摘を踏まえ、ICカード等を多角的に活用したバリアフリーの動向について情報収集に努めます。
バリア フリー コン セプ トの 考 え 方	20	○マニュアルに、都心部の回遊性強化など今後福岡市が取り組んでいくバリアフリーの考え方やコンセプトを記述してほしい。	●指摘を踏まえ、これまでの福岡市の取り組み実績を整理するとともに、これから目指すまちづくりと福祉のまちづくりについて加筆する方向で検討します。
	21	○地下鉄をはじめと、民間の取組みなど、これまでのバリアフリーの実績をきちんと伝えてほしい。	
その他	22	○精神障がい者などの自殺防止について、ハード整備する際にも配慮することができるので、精神保健福祉センターの取組みなど、マニュアルのコラムで取り上げられる内容かヒアリングをおこなってはどうか。	●指摘を踏まえ、自殺防止に関するヒアリングを行い、コラムへの掲載について検討します。

